

記入例

児童手当 額改定認定請求書 額改定届

殿

提出年月日 令和 ○・△・□ (記入日)	※受付確認年月日 令和 . .
----------------------------	--------------------

受給者	(ふりがな) 氏名 (法人名等) さかい たろう 坂井 太郎	住所 (法人の主たる事務所 の所在地) 〒111-1111 坂井市 坂井町下新庄 第1号1番地 電話 0776 (**) ****
性別	男・女 <input checked="" type="radio"/> 男	生年月日 昭和 平成 1 . 2 . 3
職業	ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でない者	加入している 公的年金制度 の種類 ア. 厚生年金保険 イ. 国民年金 ウ. その他 ※以下の共済組合の組合員である場合 は括弧内に○を記入してください。 () () 私立学校教職員共済 () 国家公務員共済 () 地方公務員等共済
増額又は減額の別		<input checked="" type="radio"/> 増額 ・ 減額

増額又は減額の原因となる児童

氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	住所	監護の有無	生計関係	※児童との関係で、該当する場合に○印
坂井 二春	子	平成 令和 20・1・1	<input checked="" type="radio"/> 同居 <input checked="" type="radio"/> 別居	令和 年 月	〇〇県〇〇市〇〇1丁目2号3番地	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	<input checked="" type="radio"/> 同一 <input type="radio"/> 維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; width: fit-content;"> 児童が別居の場合は、「別居監護申立書」も提出してください。 </div>						<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	<input type="radio"/> 同一 <input type="radio"/> 維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
						<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	<input type="radio"/> 同一 <input type="radio"/> 維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母

増額又は減額の原因となる児童の兄姉等

(18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)

氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	住所	監護相当の有無	生計費負担の有無
坂井 一郎	子	平成 15・11・11	<input checked="" type="radio"/> 同居 <input type="radio"/> 別居	令和 年 月		<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無

児童の兄姉等で22歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある子がおり、「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」で、以前から登録されている子と、今回増額の原因として申請する子の合計人数が3人以上の場合には、「監護相当・生計費の負担についての確認書」もご提出ください。

増額した理由	ア. 出生 <input checked="" type="radio"/> その他 (令和6年度の制度改正)
減額した理由	ア. 死亡した イ. 監護しなくなった ウ. 生計を同じくしなくなった エ. 生計を維持しなくなった オ. 日本国内に住所を有しなくなった (留学を理由とするものを除く) カ. 未成年後見人でなくなった キ. 児童の兄姉等を監護相当の世話をしなくなった ク. 児童の兄姉等の生計費の負担をしなくなった ケ. 父母指定者でなくなった (児童の生計を維持する父母等の帰国) コ. 児童自立生活援助を受け、里親等に委託され、又は児童福祉施設等に入所若しくは入院するに至った サ. 児童と同居しなくなった (単身赴任の場合を除く) シ. その他 ()
事由の発生した年月日	令和 6 . 10 . 1

- 児童 18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある者をいいます。
- 父母等 児童が請求者自身の子である場合や請求者自身が児童の未成年後見人又は父母指定者である場合をいいます。
- 監護 児童の生活について通常必要とされる監督、保護を行っていること、社会通念上考えられる主観的意図と客観的事実が認められることをいいます。
- 生計同一 父母等の場合で、請求者とその子と生計を同じくしている場合をいいます。
- 生計維持 児童が請求者自身の子でない場合で、請求者自身がその子の生計を維持している場合をいいます。
- 海外留学 日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで3年を超えて日本国内に住所を有していた者及びこれに準ずる者が、教育を受けることを目的として外国に移住することをいいます。(日本国内に住所を有しなくなった日から3年以内(児童の兄姉等の場合は4年)に限り、当該者が父母等と同居する場合を除きます。)
- 監護相当 監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をいいます。
- 生計費の負担 父母等がその子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くとその水準を維持することができない場合をいいます。